

議会受付番号	鎌議第 1189 号
質問者	上島寛弘 議員
答弁する者	市長（経営企画部経営企画課、総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

松尾市長のマニフェストであるいわゆる口利き公開制度について

2 質問の要旨

- 1 松尾市長のマニフェストとして市長選挙一期目出馬の際に発行した法定ビラ第 1 号の内容は現在も市長の目指すべき鎌倉市として、市長にとって有効か。
- 2 法定ビラ第 1 号の 2 頁に記載される市長・市政が受け取った陳情や議員からの口利きを公開すると書かれており、17 頁にも口利きの公開を約束しているが、これは松尾市長にとって鎌倉市民との約束か。
- 3 口利きの公開はしないのか。少なくとも市長に対する陳情は全て公開出来るかと考えるが、出来ないのか。もうしないのか。
- 4 議員の口利きの議員とは、元・前職の市議会議員も含まれるか。神奈川県議会議員や国会議員は含まれるか。議員ではないが九州の元市長は含むのか。
- 5 すでに二期目であるが、口利き公開について市として検討具合は如何か。何故今まで進捗はどの程度であるかを市民に報告しないのか。
- 6 現市長与党会派からの要望はないのか。如何か。（口利き公開について）
- 7 今期は実現せず、三期目に行うつもりか。如何か。

3 答弁

- 1 一期目のマニフェストにかかる取り組みについては、松尾崇「実績集」で総括しています。先の市長選挙においては、この総括及び、市を取り巻く環境の変化等を踏まえ、「松尾たかし 政策集 温故知新 第 2 章」を公開し、二期目の任期中に取り組むべき政策を皆様にお示ししました。現在は、この政策集に掲げたものが市民との約束であり、これを一つでも多く実現すべく努力しております。
- 2 ご指摘の法定ビラに記載した内容は、一期目の選挙公約であると考えます。
- 3 鎌倉市公正な職務の執行の確保等に関する条例に基づき、要望等について記録

しておりますので、情報公開請求に基づき公開することは可能です。

- 4 ご質問に挙げられた方々についても要望等があれば記録の対象となります。
- 5 上記3でお答えしたとおりです。
- 6 市議会の場において、口利き公開の適切な運用について要望を受けています。
- 7 鎌倉市公正な職務の執行の確保等に関する条例に基づき記録された要望等については、情報公開請求に基づき公開していきます。